

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	高圧ガス製造のための施設等の変更許可
概要	高圧ガス第1種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事（軽微な変更の工事を除く。）をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第14条第1項 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第15条第1項 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第16条第1項 コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第14条第1項 冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）第17条第1項 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html)
審査基準	申請の内容が、次の事項のいずれにも適合していることが必要です。 ・製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む）のための施設の位置、構造及び施設が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 ・製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 ・その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。 ・一般高圧ガス保安規則第5条から第8条の2まで及び第99条 ・液化石油ガス保安規則第5条から第9条まで及び第97条 ・コンビナート等保安規則第4条から第7条の3まで、第9条から第11条まで及び第54条 ・冷凍保安規則第6条から第9条まで及び第69条 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html) ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年10月26日通商産業省告示第515号） ・一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日保局第3号） ・液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日保局第4号） ・コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日保局第5号） ・冷凍保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日保局第6号） ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日保局第1号） (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/kouatu_kokuji.html)
標準処理期間	15日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするとき
提出方法	高圧ガス製造施設等変更許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの2通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	大阪市消防手数料条例（平成12年大阪市条例第72号）に定める金額。申請の種類（申請を行おうとする設備の区分、処理容積、冷凍能力等）によって異なります。詳細は大阪市例規データベースをご覧ください。（ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ）
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	